

## 第3章 調査要綱

### 第1節 調査組織

遺跡詳細分布調査及び報告書の刊行は、瀬戸内町教育委員会が独自で実施継続しているものである。各年度における調査組織は、以下の通りである。

#### 1 平成15（2003）年度の調査組織

調査主体	瀬戸内町教育委員会	
調査責任	瀬戸内町教育委員会教育長	西田俊男
調査統括	社会教育課長	程 卓郎
	社会教育課体育文化係長	碓山哲也
調査担当	社会教育課図書館・郷土館係長	町健次郎（集落民俗調査）
	社会教育課図書館・郷土館係嘱託職員	鼎丈太郎（詳細分布調査）

#### 2 平成16（2004）年度の調査組織

調査主体	瀬戸内町教育委員会	
調査責任	瀬戸内町教育委員会教育長	西田俊男（6月退職）
	瀬戸内町教育委員会教育長	徳永敬次（7月就任）
調査統括	社会教育課長	程 卓郎
	社会教育課体育文化係長	碓山哲也
事務担当	社会教育課図書館・郷土館係嘱託職員	鼎丈太郎
調査指導	琉球大学文学部教授	池田榮史
	名瀬市教育委員会文化スポーツ振興課	高梨 修
	徳之島町文化財保護審議会委員	池村 茂
	瀬戸内町文化財保護審議会会長	前田芳之
調査協力	名瀬市教育委員会文化スポーツ振興課委託職員	清さつき
	諸鈍シバヤ芸能保存会会長	上田伊津夫
調査担当	社会教育課図書館・郷土館係長	町健次郎（集落民俗調査）
	社会教育課図書館・郷土館係嘱託職員	鼎丈太郎（詳細分布調査）
整理作業員		中所亜紀

## 第2節 調査方法

### 1 分布調査の実施方法

遺跡詳細分布調査は、平成15・16年度の2年間にわたって実施し、現在も継続中である。瀬戸内町は面積が広大であるため、対象地区を設定して順次調査を行うことにした。今回の調査対象地区は、緊急に開発及び破壊が行われる可能性の高い集落とその周辺の平野部に限定して調査を行った。

分布調査の実施方法は、遺跡の所在が予測できないため、調査対象地区内をくまなく地表面踏査した。特に、遺物が散布しやすい畑に重点をおいて表面採集を行った。踏査には、地形図、野帳、巻尺などを携帯し、現地で遺物の散布状況、遺跡の範囲などを地形図上に記入し調査を進めた。また調査の際に、民俗学の学芸員である町健次郎氏に同行していただき、民俗学的視点の提示や古老・有識者への聞き取り調査を行ってもらい、分布調査の参考にさせていただいた。

### 2 遺跡名称の命名方法

確認遺跡の名称は、名瀬市で採用している命名方法を参考にさせていただき、原則として所在している土地の小字地名を優先して命名した。そうした小字地名は、複数の集落で共通しているものが多数含まれているため、小字地名のみの表記を行うと混乱をまねくと考えられるため、小字地名の前に大字地名をつけて遺跡名称とした。

表記方法は、大字地名については漢字表記を優先し、小字地名については、地元で呼称している発音と相違するものが存在することや、漢字表記が当て字であることから、カタカナ表記を行った。また、遺物の散布が広範囲にわたり小字地をまたいで他の小字地まで遺跡範囲が及ぶ場合は、大字地名を優先して小字地名を省略することにした。この場合、遺跡が集落に接するまたは含まれるなど、集落に関係する遺跡については、大字地名に集落をつけて「大字地名＋集落遺跡」とした。今回の命名方法によって、従前より周知されていた遺跡についても、瀬戸内町内全体で統一を図る観点から適宜検討を加えて名称変更したものがあつた。たとえば、「嘉徳遺跡」は今回の命名方法により「嘉徳アサト遺跡」となり、「節子遺跡」は「節子集落遺跡」となる。

今後の調査で遺跡地点が確定し、遺跡の性格が確認できる場合や、聞き取り調査で小字地名の呼称の相違が確認された場合は、遺跡名称の変更や遺跡の分割などの可能性もある。